

平成24年

第2回市議会定例会 報告第11号

専決処分の報告について

平成24年2月23日函館市川汲町2019番地先道道83号函館南茅部線路上で発生した交通事故による損害賠償の額を平成24年5月21日地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決したので報告する。

平成24年6月13日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

1 損害賠償の額

938,657円

2 損害賠償の相手方および損害賠償額

(1) 亀田郡七飯町に在住する40歳代の男性

96,848円

(2) 函館市に在住する40歳代の女性

29,745円

(3) 函館市内に住所を有する会社

812,064円